

皆さんからの 請願・陳情審査結果

委員会に付託された請願・陳情については9月16日審査を行い、24日の本会議で委員長より審査結果が報告されました。



民生文教常任委員会

採 択

件 名 平成26年受理番号5
「手話言語法(仮称)」の制定を求
める意見書に関する陳情書

陳 情 者 宇都宮市若草1丁目10番6
とちぎ福祉プラザ内
(一社)栃木県聴覚障害者協会
理事長 稲川 和彦

付託委員会 民生文教常任委員会

採決結果 採択(全員賛成)

議案決議 「手話言語法(仮称)」の制定を求
める意見書の提出

陳情の要旨

- 手話が音声言語と対等な言語(日本語)であることを広く国民に広めること
- 「手話言語法(仮称)」を制定することを求める意見書を那須町議会として提出すること



議会運営委員会

不採択

件 名 平成26年受理番号7
集団的自衛権の行使を容認する
閣議決定の撤回に関する陳情書

陳 情 者 宇都宮市中戸祭町821
栃木県平和運動センター内
戦争をさせない全国署名
栃木県連絡会
共同代表 太田 うるおう

件 名 平成26年受理番号8
集団的自衛権の行使等を容認し
た閣議決定の撤回の意見書提出
を求める陳情

陳 情 者 大田原市北金丸2600-7
鈴木 庸一

付託委員会 議会運営委員会
同一趣旨の陳情により一括審議

採決結果 不採択(賛成2・反対3)

陳情の要旨

- 一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、憲法9条の恒久平和主義の定めを形骸化するものであり、断じて認めることはできない
- 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を、早急に撤回するよう国に意見書を提出すること

議員提案



◎第6回定例会最終日に、議員提出による意見書を全会一致で可決し、地方自治法第99条に基づき国の関係機関に意見書を提出しました。

意見書名 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

意見書の要旨 手話が音声言語と対等な言語(日本語)であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること

陳情の提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長